

薬食審査発 0317 第 2 号
平成 26 年 3 月 17 日

都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課長
（公印省略）

希少疾病用医薬品の指定取消し及び希少疾病用医薬品の指定について

薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 77 条の 2 の 4 の規定に基づき試験研究等の中止届が提出された下記の希少疾病用医薬品について、同法第 77 条の 2 の 5 の規定に基づき指定が取り消され、また、同法第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき、希少疾病用医薬品が下記のとおり指定されたので、通知する。

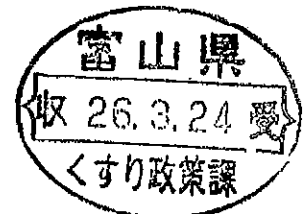
記

1. 指定の取消し

(1) 指 定 番 号：(15薬) 第162号
医 薬 品 の 名 称：フルオシノロンアセトニド眼内埋植用製剤
予 定 さ れ る 効 能 又 は 効 果：後眼部に及ぶぶどう膜炎
申 請 者 の 氏 名：ボシユロム インコーポレイテッド

2. 指定

(1) 指 定 番 号：(26薬) 第330号
医 薬 品 の 名 称：タラボルフィンナトリウム
予 定 さ れ る 効 能 又 は 効 果：化学放射線療法又は放射線療法後の局所遺
残再発食道癌



申請者の氏名：Meiji Seika ファルマ株式会社

(2) 指定番号：(26薬) 第331号
医薬品の名称：ダルベポエチン アルファ (遺伝子組換え)
予定される効能又は効果：骨髄異形成症候群に伴う貧血
申請者の氏名：協和発酵キリン株式会社